

お知らせ

官公需の中小企業者に関する契約方針決定

国は6月22日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第2項に基づき、平成19年度中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約方針」という）を次のとおり閣議決定した。

国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税に

ついては、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対して、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

■中小企業者の受注機会の増大のための措置

①情報提供の促進②中小企業官需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大③官公需適格組合等の活用④指名競争契約等における受注機会の増大⑤中小企業者への説明の徹底⑥銘柄指定の廃止⑦分離・分割発注の推進⑧計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮⑨適正価格による発注⑩地方支分部局等における地元中小企業者等の活用⑪中小建設業者に対する配慮⑫技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大⑬新規開業者に対する受注機会の増大に

向けての措置⑭調達手続に関する簡素・合理化⑮中小企業者の自主的努力の助長

■中小企業者向け契約目標

平成19年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆2406億円となるよう努めるものとする。

■官公需に係る施策の推進

(1)国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2)各省庁等は、上記各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各省庁等から通知された措置状況について取りまとめ、

その情報の提供を行うものとする。

(3)国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

■官公需とは

国や公団、地方公共団体等が、発注者以外の企業などと、物品の購入、役務の提供や工事の請負契約を結ぶことを一般的に官公需といっている。

■官公需を受注するには

(1)国等の機関は、物品などを購入するとき、あらかじめ契約を希望する方に入札に参加するための資格登録をしてもらう。そして、国等の機関は、買入れ条件を公告し入札を行い、その中で最も有利な条件を提示した方と契約を結ぶこととなっている。これを一般競争契約と言いい、国等の機関は原則としてこの方式により物品などを購入することとされている。

(2)一般競争に参加するには、資格登録をしたい国等の機関に一般競争参加資格審査申請書を提出し、

参加資格の有無について審査してもらう。審査の結果、それぞれの国等の機関で定めている基準によりABC等のランクに格付けされ資格者名簿に登録されます。資格者登録されると格付けに応じた予定価格の競争入札に参加できる。一般競争参加資格審査申請書は、

例年原則として1～2月に国等の機関ごとに受付をする旨の公示を行う。たとえこの期間中に申請ができなかった者でも随時受付されることになっている。

(3)国は、中小企業者に官公需の受注機を増大するために、いろいろな施策を講じている。その一つに共同受注体制の整っている事業協同組合などに対して、「官公需適格組合」としての証明書を発行している。この証明を受けようとする組合は、「物品・役務」と「工事」ごとに証明基準が異なり、提出書類も多岐にわたるため、必ず事前に本会へご相談して下さい。

■問合せ

本会連携支援部：海老根まで
TEL 043・242・3277
中央会職員異動
退職7月末
連携支援部 主査 田中ちえ子